

平成十八年六月八日提出
質問第三二二二号

朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

朝鮮民主主義人民共和国を巡る国家承認、政府承認に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年五月二十九日に質問主意書を提出し、内閣から同年六月六日付で答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。「前回答弁書」を踏まえ追加質問する。

- 一 国際法上の主体について定義されたい。
- 二 政府は北朝鮮を国際法上の主体と認識しているか。
- 三 政府は法的に大韓民国の主権が北朝鮮の領域に及んでいると認識しているか。
- 四 「前回答弁書」において、政府は、「我が国は、北朝鮮を国家承認していない。また、我が国はそもそも北朝鮮を国家承認していないので、北朝鮮との関係で政府承認の問題は生じない。このような我が国と北朝鮮との関係については、日朝平壤宣言以降も現在に至るまで、変更は生じていない」と答弁したが、それならば日本から見て北朝鮮は国際法上の主体としての国家ではないのだから、二〇〇二年九月十七日の日朝平壤宣言は国家間の合意とはいえないのではないか。

五 国家承認の要件如何。

六 日本が北朝鮮を国家承認しない理由を明らかにされたい。

右質問する。